

令和3年9月30日
滋賀大学教育学研究科

令和4年度大学院教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）10月入試における新型コロナウイルス感染症等への対応について

次の（1）に該当する者を対象に、追試験を実施します。詳細は以下のとおりです。

（1）追試験の対象者

追試験の対象者は以下のとおりです。

- ア．新型コロナウイルス感染症等に罹患し、試験実施日までに医師が治癒したと診断していない者
- イ．試験実施日の14日前以内に、保健所等から新型コロナウイルス感染症感染者との濃厚接触者に該当するとされた者（PCR検査で陰性であった者を除く）
- ウ．試験実施日に37.5度以上の熱がある者

（2）追試験実施日

- ・学校経営力開発コース及び教育実践力開発コース
令和3年11月20日（土）

- ・授業実践力開発コース及びダイバーシティ教育力開発コース
令和4年2月5日（土）

※学力検査時間割等は受験票に同封してお知らせします。

（3）追試験申請方法

次の提出書類を10月入試の試験当日、試験開始時刻後の遅刻限度（30分以内）までにFAXで提出するとともに、原本を書留速達又はレターパックプラスで即日郵送し、出願された大学院の許可を受けてください。

試験開始時刻後の遅刻限度（30分以内）後は、いかなる理由があっても追試験の申請をすることはできません。

【提出書類】

- ・追試験申請書（本研究科所定の用紙）
- ・診断書（以下の①及び②の内容が記載されているもの）又は新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者に該当することを証明する書類
 - ① 新型コロナウイルス等罹患、罹患の疑い、又は診断時等に37.5度以上の熱があることとその病名。
 - ② 加療期間が明記されており、その期間に当該試験実施日が含まれていること。

※ 新型コロナウイルス感染症感染者との濃厚接触者に該当することを証明する書類は、例えば、保健所からの交付書類の写しや病院の診断書などです。

追試験申請書等の関連書類は別紙のとおり配布いたしますので、ご利用ください。